



- P2 「子育て力を豊かにするための支援の実態調査」報告
- P4 ～NO!寝たきりデー2012に参加して～  
「市民が担う成年後見」連続講座(入門編)開催

2012年12月1日発行(季刊)

特定非営利活動法人 市民シンクタンクひと・まち社  
〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-19-13 ASKビル601  
TEL 03-3204-4342 FAX 03-6457-6202

E-mail npo@hitomachi.org URL : <http://www.hitomachi.org>  
郵便振替口座 00170-6-410791 市民シンクタンクひと・まち社

## 判断力が低下した高齢者や障害者の権利を守る後見制度

西脇世津子 ひと・まち社理事  
権利擁護センターばあとなあ東京運営委員

2000年の介護保険制度は「措置」から「選択」への転換といわれ、そのための事業所情報提供のしくみとして、「東京都福祉サービス第三者評価」がはじまりました。ひと・まち社ではその試行段階から評価事業に参加し、NPO法人として東京都で3番目の評価機関としての認可を受けました。私は第三者評価のスタート時から、評価者として活動をしています。

私は、1996年からNPO法人の事業所でホームヘルプサービスに携わってきました。利用者一人ひとりの在宅生活を支えるためにその人にあったサービスを考え、適切なサービス内容となるよう心掛けてきました。2000年の介護保険スタートからは、利用者が自立生活を送るためには自分でサービスを選び「契約」することが必要になりました。一人暮らしの認知症高齢者や障害者など、自分自身で判断する力が低下してきた人が自分らしく生活するには、どんなサービスが必要なのか、誰かが代わって決めていかなければなりません。親族がいてもその人にあった適切なサービスを選ぶとは限らず、利用者本人の意思と尊厳を守りながらサービスを受けるためには本人を代理する第三者が入る必要があります。預貯金の管理ができない、繰り返し消費者被害にあう、自分で生活環境を整えることができなくなってゴミ屋敷に住んでいる人など、たくさんの利用者と出会う中で、民生委員や地域包括支援センター、介護事業者などが関わっても解決できない問題を抱えている利用者がたくさんいることに改めて気づき、後見制度が必要だと感じました。

後見人として活動してみると、判断能力を失った人は身の回りの問題を自分の力だけでは解決できなくなっており、本当にさまざまな問題を抱えています。一番の問

題は、本人が困難さを訴えられないことにあります。たとえば、通帳や印鑑、カードなどを無くした人は、年金があっても生活費を手にすることができないでいました。その場合、後見人としては、法務局から出された後見人であるという証明書を持って、本人の居住する近くの銀行を回わり取引銀行を探し出し、生活費を確保できるようにします。また、一人暮らしを続けることがむずかしいと判断した時には、有料老人ホームやグループホームなど、本人の資力を考慮しながら本人に代わって最善の方法を検討して、生活環境を整えていきます。これまで、後見活動を5年ほど務めてきましたが、いずれの人もその人らしい生活に近づいたのではないかと感じています。

これからますます高齢者の増加が進み、それとともに認知症の高齢者も増えていきます。判断力が不十分な人が増えてくると、本人の意思を尊重し、本人に代わって判断する後見人が必要になってきます。後見人は家庭裁判所によって選ばれ、本人の権利を守るため、本人の代理をすることとなります。日本では、成年後見の利用がまだまだ少なく、認知症高齢者も増え、法律や福祉の専門家などの専門職による後見人は限られており、これからの後見ニーズに対応するには限界があると考えられているため、「市民後見人」への期待が高まってきています。市民後見人がきめ細かな後見活動ができるよう、区市町村などの相談体制、バックアップ体制を整え、身近な地域で同じ「まち」の人として関わる目線を持って活動できる「市民後見人」がもっともって増えていってほしいと思っています。

